

# 銚子労基署たより

令和4年10月3日発行  
銚子労働基準監督署

## 全業種が対象！？ 化学物質に係る 法改正に要注意！！

### (1) 管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）における令和3年の労働災害発生件数（休業見込みが4日以上以上の件数）は190件（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）となっていますが、過去5年間で最多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災害発生件数（休業見込みが4日以上以上の件数）の目標値を**133件以下**（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）、死亡災害を0件（令和3年は1件）としています。8月31日時点で117件、前年比9件減となっているものの、大変厳しい状況です。事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

業種	令和2年・3年（確定）				令和3年・4年（8月半）			
	令和2年	令和3年	対前年増減	増減率（%）	令和3年	令和4年	対前年増減	増減率（%）
食料品製造業	32	33	1	3.1	20	18	-4	-20.0
[水産食料品製造業]	17	14	-3	-17.6	8	9	1	12.5
繊維・繊維製品製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
木材・家具製品製造業		1	1	0.0			0	0.0
紙等製造・印刷製本業		1	1	0.0	1	1	0	0.0
化学工業	4	9	5	125.0	5	4 [1]	-1	-20.0
窯業・土石製品製造業	1	4	3	300.0	3	2	-1	-33.3
鉄鋼・非鉄金属製品製造業		3	3	0.0	1	1	0	0.0
金属製品製造業	14	8 (1)	-6	-42.9	4	5	1	25.0
一般機械器具製造業	1		-1	-100.0			0	0.0
電気機械器具製造業	2	3	1	50.0	2	1	-1	-50.0
輸送用機械器具製造業			0	0.0		1	1	999.9
電気・ガス・水道業			0	0.0			0	0.0
その他の製造業	6 (1)	2	-4	-66.7	2	3	1	50.0
小計	61 (1)	64 (1)	3	4.9	38	34 (0)	-4	-10.5
総業			0	0.0			0	0.0
土木工事業	8	7	-1	-12.5	5	1	-4	-80.0
建設工事業	16 (1)	9	-7	-43.8	7	4 [1]	-3	-42.9
[木造建設工事業]	3	2	-1	-33.3	2	1 [1]	-1	-50.0
その他の建設業	4 (1)	9	5	125.0	2	5	3	150.0
小計	28 (2)	25	-3	-10.7	14	10 (0)	-4	-28.6
運輸交通業	9	19	10	111.1	8	7	-1	-12.5
[運輸貨物運送業]	7	17	10	142.9	6	7	1	16.7
陸上貨物取扱業			0	0.0		2	2	999.9
小計	9	19	10	111.1	8 (0)	9 (0)	1	12.5
農林業	6	7	1	16.7	2	4	2	100.0
畜産・水産業	6	4	-2	-33.3	2	3	1	50.0
商業	18	30	12	66.7	16	7 [1]	-9	-56.3
[小売業]	16	21	5	31.3	10	7 [1]	-3	-30.0
運送業	10	7	-3	-30.0	5	4	-1	-20.0
保健衛生業	54 (1)	31 [15]	-23	-42.6	28	32 [18]	4	14.3
[社会福祉施設]	50 (1)	17 [5]	-33	-66.0	15	22 [11]	7	46.7
接客接客業	13	2	-11	-84.6	1	3	2	200.0
[飲食店]	5	2	-3	-60.0	1	2	1	100.0
[ゴルフ場]	8		0	0.0	1	1	0	0.0
娯楽・サービス業	7	6	-1	-14.3	4		-4	-100.0
上記以外の事業	10	10	0	0.0	8	11	3	37.5
小計	112 (1)	86 (0)	-26	-23.2	62	57 (0)	-5	-8.1
合計	222 (4)	205 (0)	-17	-7.7	126	117 (0)	-9	-7.1

### (2) 化学物質に係る法改正について

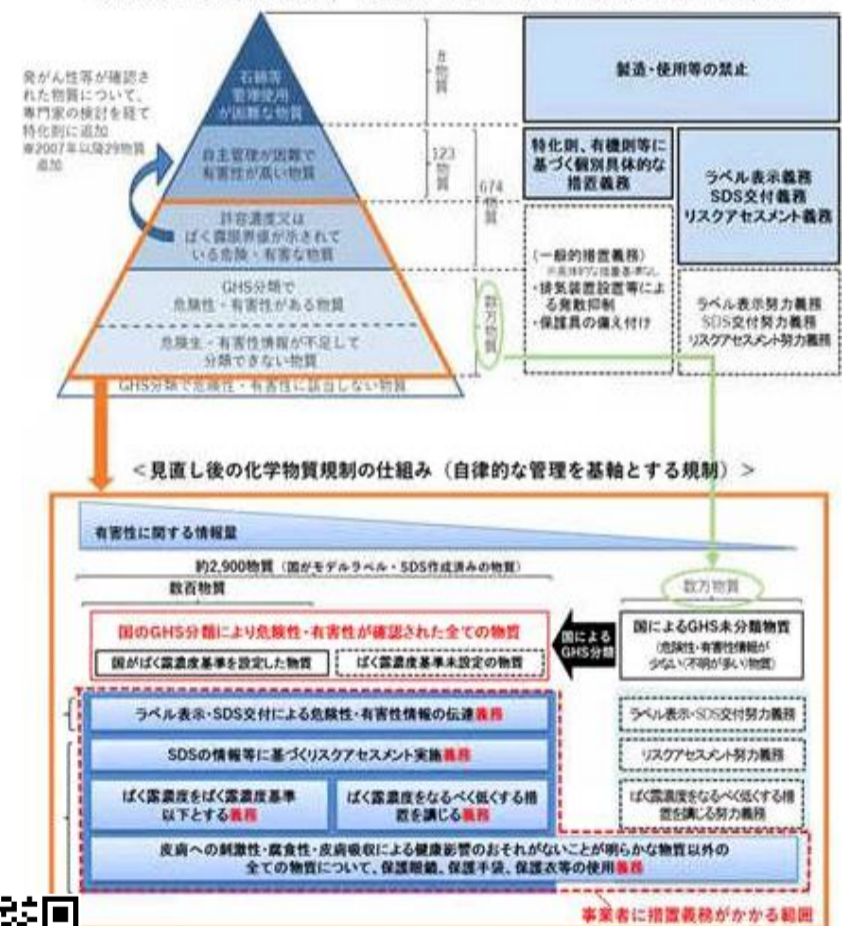
化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則（有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等）の規制の対象外となっています。この対象外である化学物質（有害性が確認されている物質）は数千物質あり、この数千物質の中には、コロナ禍において今や欠かせない存在となった消毒液（エタノールを0.1%以上含むものなど）も含まれていることなどから、**本改正は多くの事業場に適用される可能性があり、注意が必要です。**本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提に、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、**ばく露防止のための措置を自ら決定し、自律的な管理を適切に実施する制度を導入するものです。**施行は順次行われる予定であり、各事業場におかれましては準備を進めていただきますようお願いいたします。

法改正の参考となるリーフレット、通達などは厚生労働省ホームページよりご確認ください。その他ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

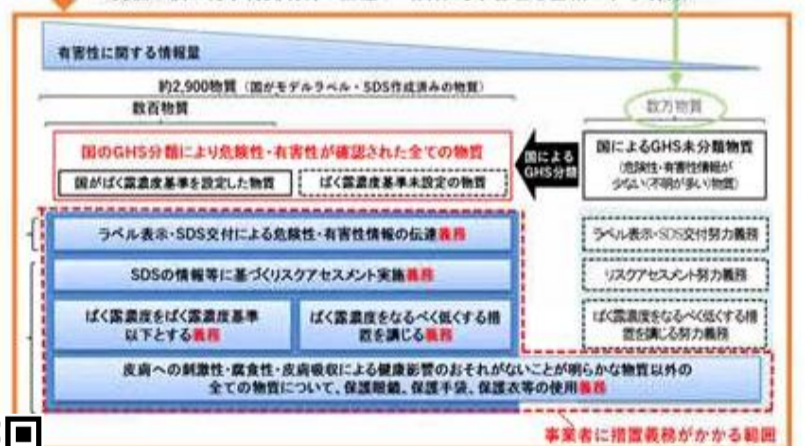


<化学物質の法改正にかかる厚生労働省 HP>

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



2023年4月1日から 危険有害な作業<sup>※</sup>を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 作業を請け負わせる一人親方等
- 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づき省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で行う労働者以外の人に対しても、労働者と同様の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは  
労働安全衛生法第22条に定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。  
- 労働安全衛生規則 - 有機溶剤中毒予防規則 - 鉛中毒予防規則 - 電力中子線照射規則 - 特定化学物質障害予防規則  
- 高圧ガス保安法 - 放射線障害防止規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則  
- 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則  
- 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則 - 労働安全衛生法施行規則

#### 法令改正の主な内容

##### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法を行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

##### 2 同じ作業場にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場については、その場にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所については、その場にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場については、その場にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

### (3) 一人親方等の安全衛生対策について

労働安全衛生規則等の改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、**2023年4月1日より**労働者と同様の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。法改正の参考となるリーフレット、通達などは厚生労働省のホームページにございます。ぜひご活用ください。その他ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



<一人親方等法改正にかかる厚生労働省 HP>

## (4) 新型コロナウイルス感染症対策

現在、新規感染者数はピーク時に比べ減少傾向にありますが、感染者数は未だ少なくなく、予断を許さない状況です。水際対策の緩和など「with コロナ」に向けた施策が進められていますが、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施いただくとともに、「**取組の5つのポイント**」を定期的にチェックするようお願いします。

なお、「取組の5つのポイント」は、感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染症防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

<実践例>



<Q&A>



## (5) 健康診断の有所見率を下げましょう

銚子労働基準監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）における、令和4年度上半期（令和4年1月1日～6月30日）の一般定期健康診断受診者数（銚子労働基準監督署へ報告された報告書から算出）は6,876名でしたが、そのうち、有所見数は2,875名と41.8%を占めています。近年、少子高齢化が問題視されている中、定年制度の改正などもあり、労働者の平均年齢は今後ますます高齢化していくこと（有所見率も向上していくこと）が推測されます。こういった背景から、エイジフレンドリーな職場づくりをお願いしてまいりましたが、これは若年期からの身体機能の維持向上のための取組が重要なカギとなります。

定期健康診断の有所見率の改善のためには、労使が共通認識・共通目標を持って、一体となって各種対策に取り組む必要がある訳ですが、特に労働者の生活改善に関する指導・教育を行う場合には、以下の3つの重点改善項目について留意の上、労働者の意識改革・動機付けを図る必要があります。

■食生活の改善・・・1日3食、カロリー・栄養のバランスを考えた食事を摂取すること。

■飲酒・喫煙習慣の改善・・・とりわけ有所見者においては、禁酒・禁煙を心掛けること。

（完全なる禁酒・禁煙が無理な場合には、その摂取量の制限を図ること。）

■運動の改善・・・1日最低20～30分間の歩行、又は同程度の運動（有酸素運動）を励行すること。

とある事業場では、例えば毎年4・10月にウォーキング月間と称するイベントを行い、取り組みが優良な労働者には表彰を行うなど、事業場全体で健康を維持しようという取り組みを行っており、結果として有所見率を数%ずつ毎年減少させていました。ぜひ取組の参考にしてみてください。

## (6) 千葉県最低賃金が改正されました！

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和4年10月1日から  
時間額 984円  
(従来の953円から31円引上げ)

使用者は、**この額より低い賃金で労働者を使用することはできません**。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）又は銚子労働基準監督署までお問い合わせください。

<千葉県最低賃金リーフレット>



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため  
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。
- 「取組の5つのポイント」は感染症防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染症防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染症防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染症防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 R3.5

知っていますか?  
自分の最低賃金

千葉県 最低賃金

984円時間額

令和4年10月1日から

31円UP

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト <https://www.sshichiba.go.jp/> 最低賃金に関するお問い合わせは千葉労働局または銚子労働基準監督署へ  
千葉県労働局ホームページアドレス <https://site.sshichiba.go.jp/ohkara/rouso/kyufu/> 中小企業事務官の皆さんへ  
業務改善 最大 400万円  
助成金